

学童クラブ 5・6 年生の受け入れについて

1 考察

前回の多摩市子ども・子育て会議において、多摩市における 5・6 年生受け入れの検証として、入所人数、運営体制及び施設面を試算し、お示しした。

- ①5・6 年生入所人数 21 名（5 年生 14 名、6 年生 7 名）
- ②職員体制 20 名（一般職員 12 名、要支援児対応職員 8 名）
- ③施設増築 12 施設
- ④上記費用 205,952 千円

- ・特に、施設の増築については、それぞれの立地環境によりすべての施設で増築できるわけではなく、新たな敷地の確保等で追加費用や時間がかかることが想定される。
- ・また、待機児童対策及び児童の安全確保策として、平成 30 年度は連光寺学童クラブの連光寺小学校への移設を検討しているとともに、平成 31 年度以降も小学校敷地内への移転や現行制度（小学校 4 年生まで対象）での待機児童対策が喫緊の課題となっており、現在検討を進めている。
- ・そのため、無条件に 5・6 年生まで受け入れるには、物理面・費用面からも実現のハードルは極めて高い状況である。

2 優先順位

全児童が分け隔たりなく 6 年生まで学童クラブを希望する児童を受け入れることが目標であるが、考察の結果から、早期に学童クラブの利用を必要としている児童を救うためには、まずは優先順位付けを行い、対応していくことが肝要と考える。

その際には、児童福祉法における学童クラブの目的である、「児童の監護の必要性」を鑑みると以下のとおりと考える。

優先順位（案）

- 第 1 順位 親の就労時間が長く、監護に欠ける時間が長い児童
- 第 2 順位 低学年児童
- 第 3 順位 障がいのある児童

3 対応策

- ①親の就労時間が長く、監護に欠ける時間が長い児童

現行制度の最低就労条件は、月 12 日以上及び 1 日 4 時間以上（就労終了時刻 14 時以降）である。学童クラブの目的は、親の監護に欠ける児童の生活の場の提供・支援である。

近年、授業時数の増加で児童の放課後の時間が短くなってきているが、平成 32 年度の学習指導要領の改正に伴い、低学年の授業時数がさらに増加する。多摩市では平成 30 年度から先行して導入する予定であり、児童の放課後の時間がさらに短くなる。

そのため、真に学童クラブを必要とする児童に入所いただくには、最低就労条件の見直しは一考であると考えます。

【例】

- ・就労終了時刻 14 時以降を 15 時以降とする。(H29.12.1 現在では 25 名が該当)

②低学年児童

現在の学年別の基礎点は次のとおりである。

1 年生	2 年生	3 年生	4 年生以上※
16	14	12	8

※5・6 年生は長期休業中のみの受け入れ

⇒児童は、年齢を重ねる中で、小学校での勉強や友達との遊びを通じて成長するため、5・6 年生の通年の受け入れにあたっては、これまで同じ基準点であった 4 年生以上についても、学年ごとの明確な基準点が必要である。

【例】

1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
20	18	16	12	10	8

③障がいのある児童

現行制度では、一律に学年で判断しているが、成長のスピードは児童一人ひとり異なるものである。障がいのある児童の放課後の居場所等としては、放課後等デイサービスが制度化されているが、保護者の多様な考え方に応えていくには、選択肢の幅を広げる必要性もある。

そのため、特別支援学校及び特別支援学級に通学している児童について、一定の優先順位を設けるとともに、5・6 年生の受け入れも行うことが適切であると考えます。

【例】

- ・特別支援学校及び特別支援学級に通学している児童（障がいのある児童）とその他の児童の点数が同点の場合、障がいのある児童を優先する
- ・また、特別支援学校及び特別支援学級に通学している児童（障がいのある児童）の 5・6 年生を受け入れる

		就労条件内訳				平成29年12月1日現在
		1年生	2年生	3年生	4年生	合計
仕事の 日数	12日	38	16	10	1	64
	13日	9	3	13	0	25
	14日	10	4	4	0	18
	15日	12	16	12	0	40
	16日以上	495	449	310	36	1254
	不在・就労以外	8	21	7	0	36
	合計	572	509	356	0	1437
基本就労時間 (終了時間)	～14時59分	11	9	5	1	25
	15時～15時59分	43	34	23	2	100
	16時～16時59分	121	97	76	2	294
	17時00分以降	387	348	243	32	978
	不在・就労以外	10	21	9	0	40
	合計	572	509	356	0	1437
基本就労時間 (実労+休憩)	5時間未満	19	14	8	0	41
	5時間以上6時間未満	27	16	14	2	57
	6時間以上	516	458	329	35	1303
	不在・就労以外	10	21	5	0	36
	合計	572	509	356	0	1437

4 まとめ

上記の「考察」「優先順位」「対応策」を総合的に鑑みると、以下の対応が喫緊の課題を解決するうえで、最善であると考え。

- ①監護が必要な児童を優先するため、入所要件最低就労の見直しを行なう。
- ②5・6年生は、障がいのある児童をまずは受け入れ始める。そして、障がいのある児童とその他の児童の点数が同点の時、障がいのある児童を優先する。
- ③障がいのある児童に対しては、4年生以下の児童についてもその他の児童と同点の時、優先する。
- ④成長段階を考慮し、1年生から6年生まで学年ごとに基準点に適切な差をつける。

5 実施のイメージ

対象学年：1～4年生。5・6年生は障がいのある児童のみ

基礎点：1～6年生の学年ごとに適切な差をつける。

最低就労条件：月12日以上かつ1日4時間以上かつ就労終了時刻15時台

優先条項：障がいのある児童とその他の児童の点数が同点の時、障がいのある児童を優先する。

入所順位※	対象者
1位	1年
2位	2年
3位	3年
4位	4年
5位	5年（障がいのある児童）
6位	6年（障がいのある児童）

※就労条件等が同条件の場合、上記のような入所順位のイメージとなる。

【例】

- ・定員に空きがある場合⇒5・6年生の障がいのある児童入所可
- ・定員に空きがない場合⇒
 - ①3年生のその他の児童入所不可、3年生の障がいのある児童入所可
 - ②4年生のその他の児童入所不可、4年生の障がいのある児童入所可

入所要件最低就労の見直しにあたっては、その受け皿として児童館や、放課後子ども教室の更なる周知を行なう。